

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者（実費徴収をしない者）については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減するを考える。

なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めており。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当町においては 101 人の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求める上で対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。

○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 13 条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第 28 条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。

○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報の利用が可能となることになることにより、利便性の向上に寄与すると考える。

○生活保護受給証明書の提出は求めていないが、保健センターと 1 キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。

各府省からの第1次回答

予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とすることについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○ については、

・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府省と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省：内閣府及び総務省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。

しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考える。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。

また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザ Q&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。

根拠法令等

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祢市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川

崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小值賀町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、和水町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際にには身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当町においては101人の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○現在、当市においては、障害者福祉の担当課へ案件ごとに照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。

○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めることになるが、手帳を持参いただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考えている。

○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能となれば、窓口で手帳を提示させることができなくなり市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものであると考える。

○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。

障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考えるが、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象者であることを確認するために情報照会ができるといい。

※60歳以上65歳未満の接種者数(平成28年度 インフルエンザ:17件、肺炎球菌:0件)

○身体障害者情報は本庁舎の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるしか方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の双方に負担が生じている。

各府省からの第1次回答

予防接種法による予防接種の実施に関する事務において、障害者関係情報との情報連携を可能とすることについては、当該情報との連携により、予防接種の事務に必要十分な情報が得られるか等、事務処理に与える影響を確認しつつ、他部局、他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○ については、

・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府省と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii) 予防接種法(昭23法68)による予防接種の実施に関する事務(別表2の16の2)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務(別表2の18)については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省：内閣府及び総務省)